

公表第3号

地方自治法第199条第2項及び第4項に基づく財務監査及び事務監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

なお、今回の監査は、久留米市監査委員 田中俊博（平成28年12月31日退任）、同 中島年隆（平成29年1月1日就任）、同 埴 秀二、同 原口和人 及び 同 藤林詠子が実施したものです。

平成29年3月28日

久留米市監査委員	中 島 年 隆
久留米市監査委員	埴 秀 二
久留米市監査委員	原 口 和 人
久留米市監査委員	藤 林 詠 子

財務監査及び事務監査報告

第1 監査の対象、期間及び指摘事項等件数

対象部局等	対象課等の内訳	監査実施期間	指摘事項件数	意見件数
協働推進部	協働推進課、地域コミュニティ課、安全安心推進課、広聴・相談課、消費生活センター、人権・同和対策課、人権啓発センター、隣保館、男女平等政策課、男女平等推進センター	平成28年11月21日 ～平成29年2月28日	2	1
田主丸総合支所	地域振興課、市民福祉課、環境建設課、産業振興課、文化スポーツ課		1	1
北野総合支所	地域振興課、市民福祉課、環境建設課、産業振興課、文化スポーツ課		0	1
城島総合支所	地域振興課、市民福祉課、環境建設課、産業振興課、文化スポーツ課		2	1
三瀨総合支所	地域振興課、市民福祉課、環境建設課、産業振興課、文化スポーツ課		0	0

第2 監査の範囲及び方法

今回の監査は、主に平成28年度における財務に関する事務の執行状況及び公有財産の管理状況並びに一般事務の執行状況等について、関係書類の照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。

また、現金等取扱、旅費、賃金、報償費関係、補助金、貸付金、財産及び物品管理、契約、附属機関等、休暇等に係る事務等を重点監査項目として実施するとともに、公正で能率的な行政執行の確保が社会的に求められる中、行政の組織、機能、事務処理の方法及び方法その他の行政運営全般についても、その経済性、効率性及び有効性の観点から監査対象として位置付けた。

第3 監査の結果

監査対象の事務については、おおむね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり検討又は是正等を要する指摘事項が認められたので、必要な措置等を講ずるとともに、職員の指導監督にも努められたい。

また、監査の結果に基づき、市政の総合的進展と明朗な市政の運営に資するため、地方公共団体の事務の原則である住民福祉の増進、最少の経費による最大の効果、組織及び運営の合理化等の観点から意見を付した事項についても、研究又は検討等を図り、必要かつ可能な場合には措置等の対応が講じられるよう望む。

【協働推進部】

指 摘 事 項

《財務監査》

〔補助金交付事務〕

- 1 補助金の交付決定において、決裁区分を誤り、また、指定された合議もなされないまま決定通知を送付しているものがある。
- 2 団体へ支出している補助金について、補助対象経費としている退職積立金の積算根拠や積立額の状況など、詳細を所管課で把握していないものがある。

意 見

《事務監査》

本市は、「協働によるまちづくり」を市政運営の基本的態度として、様々な地域課題の解決や特色あるまちづくり活動への支援のために、久留米市キラリ輝く市民活動活性化補助金制度を設けている。

この補助金を生きたお金とするために、採択事業について補助効果の検証を的確に行うことはもちろん、同補助金制度の趣旨に適い採択に値するような市民活動の芽生えや同制度が支援の手段として役立つ可能性のある活動を把握するため、関係部局等との連携調整に努められたい。

【田主丸総合支所】

指 摘 事 項

《財務監査》

〔臨時職員等賃金支給事務〕

早退による欠勤時間数を過少に算定し、賃金が過払いになっているものがある

意 見

《事務監査》

城島、北野、田主丸の3地域で取り組まれている生活交通支援事業や福祉バス事業については、公共交通を補完する必要な事業として今後も利用促進や事業の見直しを図るのであれば、効果的な

打開策を検討するための体制や仕組み作りが必要と思われる。

行政施策として取り組むものであっても、事業の維持には財政上一定の限界がある。むしろ、事業存続の可能性は、その必要性和危機について、住民自身が、当事者として自ら臨む課題であると捉えることができるかどうかにあるように感じられる。

総合支所の役割は、実際に利用しようとする住民自身に、事業存続のために必要なものは何かを考えるよう促し、その声を的確にすくい取って、市の施策として所管部局に反映させるためにできることを考えることだと思われる。

【北野総合支所】

意見

《事務監査》

城島、北野、田主丸の3地域で取り組まれている生活交通支援事業や福祉バス事業については、公共交通を補完する必要な事業として今後も利用促進や事業の見直しを図るのであれば、効果的な打開策を検討するための体制や仕組み作りが必要と思われる。

行政施策として取り組むものであっても、事業の維持には財政上一定の限界がある。むしろ、事業存続の可能性は、その必要性和危機について、住民自身が、当事者として自ら臨む課題であると捉えることができるかどうかにあるように感じられる。

総合支所の役割は、実際に利用しようとする住民自身に、事業存続のために必要なものは何かを考えるよう促し、その声を的確にすくい取って、市の施策として所管部局に反映させるためにできることを考えることだと思われる。

【城島総合支所】

指摘事項

《財務監査》

[現金等取扱事務]

歳入を収納したときは、収納の日又はその翌日に金融機関に払い込まなければならないとされているが、遅れて払い込んでいるものがある。

[財産管理事務]

行政財産使用更新許可の決裁文書において、専決権者の押印がないまま更新許可書が交付されているものがある。

意見

《事務監査》

城島、北野、田主丸の3地域で取り組まれている生活交通支援事業や福祉バス事業については、公共交通を補完する必要な事業として今後も利用促進や事業の見直しを図るのであれば、効果的な打開策を検討するための体制や仕組み作りが必要と思われる。

行政施策として取り組むものであっても、事業の維持には財政上一定の限界がある。むしろ、事

業存続の可能性は、その必要性と危機について、住民自身が、当事者として自ら臨む課題であると捉えることができるかどうかにあるように感じられる。

総合支所の役割は、実際に利用しようとする住民自身に、事業存続のために必要なものは何かを考えるよう促し、その声を的確にすくい取って、市の施策として所管部局に反映させるためにできることを考えることだと思われる。